

# 都市基準点の利用について

**都市基準点は、地球上における水平位置を定めた点で、  
公共事業等において測量を行う場合の基準となる大変重要なものです。  
以下のことに注意して、適切に管理保全されることが必要となります。**

- 都市基準点を利用する場合は、窓口にて手続きが必要になります。
- 都市基準点設置場所の付近でその効用を害する恐れのある工事等を施行する場合は届出が必要となります。
- 工事等に伴い都市基準点の一時撤去又は移転が必要な場合は届出が必要となります。
- 工事等によって、都市基準点の効用を害した場合又は、一時撤去・移転を行った場合は、原因者の負担で基準点の機能回復が必要になります。  
(工事等の施工者が、都市基準点設置場所の土地の所有者等の場合を除く。)

- 大切な基準点の保存・管理にご協力下さい。
- 基準点の棄損など、異常に気付かれた場合は、下記へお知らせ下さい。

## 【各種申請・届出窓口】

福岡市 財政局 技術監理部 技術企画課  
〒810-8620  
福岡市中央区天神1丁目8番1号(本庁舎3F)  
TEL:092-711-4903